

平成26・27年度 後期高齢者医療保険料率が決定しました

1 平成26・27年度の保険料率

- 保険料の所得割率
100分の8.07
- 保険料の均等割額
42,480円
- 保険料の賦課限度額
570,000円

$$\text{保険料 (限度額57万円)} = \text{均等割額 42,480円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) \times 所得割率8.07\%}$$

2 平成26・27年度における保険料負担の軽減について

(1) 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 （世帯主と被保険者により判定）	軽減後 均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額（33万円） + 24万5千円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額（33万円） + 45万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

(2) 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円までの方）

(3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208



▲スマイル大山号をご利用ください

町では健康診査（検診）の受診促進策として、町内で行われる健診（検診）時にスマイル大山号を利用して受診された場合、交通費の一部を助成します。

助成は、保健福祉センターなどで行われる集団検診（セット健診）や町内の医院・診療所での個別健診のお帰りの際に、スマイル大山号を利用される方が対象で、受診会場または医療機関の受付にお申し出いただいた場合に、500円分の乗車券（受診当

スマイル大山号を利用して

健診時の交通費を
助成します



日限り有効・他の割り引き併用不可）を1枚お渡しして行います。

なお、スマイル大山号の乗車には利用登録予約が必要です。左記の予約センターへ、乗車希望の1時間前までにご予約ください。

この助成制度の詳しい内容は、保健課へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 保健課

☎0859-54-5206

予約センター（通話無料）

0800-200-4894

予約センターには、月曜～土曜の7:30から18:30の間、月曜と祝日の翌日の便は、土曜または祝日の前の日までにご予約ください。